

令和3年1月13日
九州地方整備局
佐賀国道事務所

令和3年度 災害時協力業者を募集します！！
(災害発生時における迅速な復旧に備えて)

佐賀国道事務所では、災害発生時において迅速な被災状況の把握や円滑で的確な災害対応を図るため、以下に示す部門について協力いただける業者を募集します。

(募集部門)

【工事分野】

- ・ 一般災害部門
- ・ 橋梁災害部門
- ・ 光ケーブル災害部門
- ・ 機械設備災害部門

【業務分野】

- ・ 測量・設計部門
- ・ 地質調査部門

【ボランティア分野】

- ・ ボランティア部門

(募集期間)

令和3年1月14日(木)～2月4日(木) 17時まで

(選定結果)

令和3年3月中旬までに結果をお知らせします。

(その他)

※詳細は、佐賀国道事務所のホームページに掲載しております。

アドレス http://www.qsr.mlit.go.jp/sakoku/site_files/file/pdf/saigai_bosyu/prs20210113.pdf

(問い合わせ先)

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所

〒849-0924 佐賀市新中町5番10号

TEL0952-32-1151 (代表)

募集内容に関すること

技術副所長

まつお
松尾

よしひさ
佳久

(内線205)

募集内容及び取材等に関すること

管理第二課長

みぞぐち
溝口

せいじろう
正二郎

(内線441)

令和3年度 災害時協力業者を募集！！

～災害発生時における迅速な復旧に備えて～

佐賀国道事務所では、災害発生時において迅速な被災状況の把握や円滑で的確な災害対応を図るため、以下の部門について協力いただける業者を以下のとおり募集します。
なお、必要条件などがございますので、募集要項を必ずご覧ください。

1. 主な業務内容

(1) 一般災害部門：災害時の応急復旧工事等

【対象】：佐賀国道管理区間における大雨や地震等による法面崩壊等の災害発生時の応急復旧措置等

(2) 橋梁災害部門：災害時の応急復旧工事等

【対象】：河川の増水や地震、事故などによる橋梁、横断歩道橋の損傷等の調査復旧措置等

(3) 光ケーブル災害部門：災害時の応急復旧工事等

【対象】：佐賀国道管理区間における大雨や地震等による光ケーブル切断等の災害発生時の応急復旧措置等

(4) 機械設備災害部門：災害時の応急復旧工事等

【対象】：佐賀国道管理区間における道路排水設備等の異常時又は災害発生時の応急復旧措置等

(5) 測量・設計部門：災害時の緊急的な業務

【対象】：佐賀国道管理区間における災害時の緊急的な復旧工事のための測量・設計等

(6) 地質調査部門：災害時の緊急的な業務

【対象】：佐賀国道管理区間における災害時の緊急的な復旧工事のための地質調査等

(7) ボランティア部門：災害時の緊急的な支援

【対象】：災害時における情報収集・通報および応急対策検討時の参考意見等の支援

※上記各部門については、九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により佐賀国道事務所管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体）の災害支援を行う場合もあります。

※一般、橋梁、光ケーブル、機械設備災害部門については、災害対策基本法第76条の6に基づく車両移動等の出動要請を行う場合があります。また、国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合があります。

2. 協定期間

協定期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日

3. 募集業者数

(1) 一般災害部門	<u>30社程度</u>	※各出張所（鳥栖、武雄、唐津） <u>10社程度</u>
(2) 橋梁災害部門	<u>4社程度</u>	※ <u>鋼橋、コンクリート橋、各2社程度</u>
(3) 光ケーブル災害部門	<u>3社程度</u>	
(4) 機械設備災害部門	<u>2社程度</u>	
(5) 測量・設計部門	<u>5社程度</u>	
(6) 地質調査部門	<u>5社程度</u>	
(7) ボランティア部門	<u>2団体程度</u>	

4. 募集期間

令和3年1月14日（木）～令和3年2月4日（木）17時まで

災害発生時の協力業者募集 令和3年度 災害時協力業者募集要項

国土交通省佐賀国道事務所では、災害発生時における迅速な被災状況把握や円滑かつ的確な災害対応を図るために、協力いただける業者を以下の要項により募集します。

【 工 事 分 野 】

一般災害部門、 橋梁災害部門、 機械設備災害部門

【 業 務 分 野 】

測量・設計部門、 地質調査部門

【 ボランティア分野 】

ボランティア部門

※九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により佐賀国道事務所管理区間以外(他の直轄事務所、他整備局、地方自治体)における災害支援を行う場合もあります。

※【工事分野】については、災害対策基本法第76条の6に基づく車両移動等および国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬や運転に係わる業務を要請する場合もあります。

< 各種募集要項および応募様式等はここからダウンロードしてください。 >

共 通（ 募 集 要 項 ）

1. 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
2. 九州地方整備局における、令和3・4年度の一般競争参加資格の認定を受けている又は申請中であり、令和3年4月1日時点においてその認定を受けていること。なお、認定されていない者は、無効とする。(ボランティア部門除く)機械設備災害関係については、上記に加えて、国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」のうち、「建物管理等各種保守管理」、「その他」のいずれかで、令和3年度の九州・沖縄地域の競争参加資格認定を受けていること。
3. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記2の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
4. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※① 選定結果については、3月中旬までに結果をお知らせすると共に、3月下旬に協定の締結を行います。

※② 提出された申請書等は、選定の審査以外に使用しません。なお、提出された申請書等は返却しません。

※③ 故意による虚偽の申請を行った場合は、協定を無効とする場合があります。

提 出 先 〒849-0924 佐賀市新中町5-10 TEL 0952-32-1151
佐賀国道事務所 管理第二課 伊藤 宛

問い合わせ 佐賀国道事務所 管理第二課 溝口 正二郎